

調査結果を踏まえた対処方針（案）

(1) スプリンクラー設備の整備の促進について

現在スプリンクラー設備の設置義務のない 275 m²未満の認知症高齢者グループホームについて、早期にスプリンクラー設備の設置が図られるよう、今回の調査結果を踏まえた対応を行う。

具体的には、

- ① 今回の訪問調査で明らかとなったスプリンクラー設備を設置する予定の事業者に対して、積極的な働きかけを行い、介護基盤緊急整備等臨時特例基金等を活用しながら、早期の設置を促すよう支援する。
- ② また、今後もスプリンクラー設備の設置予定がないと回答している事業者については、「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」の議論を踏まえつつ、関係省庁と連携しながら、早期の設置を促すよう支援する。

(2) 地域住民等との連携体制の促進について

認知症高齢者グループホームにおける地域住民等との連携体制については、一定水準の協力体制が認められるが、更なる連携が図られるよう、地域住民が参加する避難訓練の実施や運営推進会議における消防関係者の出席要請などを促す。

(3) 指定基準における義務付け事項の遵守の徹底について

現に指定基準における防火安全上の不備事項がある認知症高齢者グループホームに対しては、その実態を詳細に把握した上で、重点的に是正指導を行うよう、関係自治体に要請する。